

5 新入社員に対する基準の開示については、職務発明に係る権利の取得時まで当該基準を見ることができず、状況にあることを周知していれば、不合理性の判断に係る開示の状況としては、不合理性を否定する方向に働く。なお、例えば、入社前に基準の提示が行われており、当該新入社員は当該基準が適用されることを承認して入社したと評価できるような場合には、不合理性をより強く否定する方向に働く。

6 派遣労働者については、職務発明の取扱いを明確化する観点から、派遣元企業、派遣先企業、派遣労働者といった関係当事者間で職務発明の取扱いについて契約等の取決めを定めておくことが望ましい。

四 退職者に対する手続について

1 基準に定める相当の利益の内容が特定の方法で決定されなければならないという制約がないことに鑑みると、退職者に対して相当の利益を退職後も与え続ける方法だけでなく、特許登録時や退職時に相当の利益を一括して与える方法も可能である。

2 退職者に対する意見の聴取については、退職後だけではなく、退職時に行うことも可能である。例えば、退職時の相当の利益の扱いについてあらかじめ基準に定められている場合において、当該基準による相当の利益の内容の決定に際して、退職時に、従業者等から意見を聴取し、それを踏まえて相当の利益の内容を決定して与えた場合には、当該従業者等に対する意見の聴取はなされたとして評価される。

五 中小企業等における手続について

1 従業者等の数が比較的少ない中小企業等においては、事務効率や費用等の観点から、その企業規模に応じた方法で、協議、開示、意見の聴取といった手続をそれぞれ行うことが考えられる。なお、これらの手続を書面や電子メールで行うことも可能である。

2 具体的には、中小企業等における協議については、右記「第二 適正な手続 二 協議について 2 協議の方法(二)」に示した方法のうち、事務効率等の観点から、例えば、従業者等の代表者を選任してその代表者と協議する方法ではなく、従業者等を集めて説明会を開催する方法によることが考えられる。

3 中小企業等における基準の開示については、右記「第二 適正な手続 三 開示について 2 開示の方法(五)」による方法のうち、費用等の観点から、例えば、インターネットではなく、従業者等の見やすい場所に書面で掲示する方法によることが考えられる。

4 中小企業等における意見の聴取については、右記「第二 適正な手続 四 意見の聴取について 2 意見の聴取の方法(三)及び(四)」に示した方法のうち、事務効率等の観点から、例えば、発明者である従業者等から聴取した意見について審査を行う社内の上昇申立制度が整備されていなくとも、発明者である従業者等から意見を聴取した結果、使用者等と当該従業者等との間で相当の利益の内容の決定について見解の相違が生じた場合は、使用者等が個別に対応する方法によることが考えられる。

六 大学における手続について

1 法第三十五条第一項では使用者等について大学と企業を区別しておらず、大学とその従業者等である教職員との関係においても、教職員のした発明が職務発明であれば同条の規定は当然適用される。したがって、相当の利益について契約、勤務規則その他の定めが整備されていない場合や、その定めるところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められる場合には、同条第七項の規定により定められる内容が相当の利益となる。大学とその教職員との関係において、同項の適用を避けるためには、同条第五項の要件を満たす必要がある。

2 大学の各学部や研究所等において従業者等から選出された代表者が職務発明に関する基準の策定に関して大学側と協議を行うことについて、各教職員を正當に代表している場合には、各教職員との間で協議が行われたものと評価される。例えば、協議の過程において、その内容について、各学部や研究所等において従業者等から選出された代表者が会議等を通じて各教職員の意見を聴取しながら協議を進めている場合や、教職員が代表者を選出する際に、選出された代表者が基準の策定について大学側と協議を行うことを了承した上で選出を行ったような場合には、その代表者は、各教職員を正當に代表していると評価できると考えられる。

3 法第三十五条第一項において、職務発明は、「その性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明」と規定されている。大学と雇用関係にない学生については、一般的には、従業者等には該当しないため、このような学生がした発明は、職務発明には該当しないと考えられる。ただし、特定の研究プロジェクトに参加する学生の中には、大学と契約を締結し、雇用関係が生じている場合もあり得る。このように大学と雇用関係が生じている学生が当該研究プロジェクトの中でした発明は、職務発明に該当すると考えられる。したがって、教職員の職務発明と同様に、相当の利益について契約、勤務規則その他の定めが整備されていない場合や、その定めるところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められる場合には、同条第七項の規定により定められる内容が相当の利益となる。大学と雇用関係のある学生との関係においても、同項の適用を避けるためには、同条第五項の要件を満たす必要がある。

第四 職務考案及び職務創作意匠における準用について

本指針は、職務考案(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号) 第十一条第三項)及び職務創作意匠(意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号) 第十五条第三項)に準用する。

○国土交通省告示第六百八十九号

特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件等を廃止する件

平成二十八年四月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

次に掲げる告示は、廃止する。

一 特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件(昭和四十四年建設省告示第七百二十八号)

二 非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件(昭和四十五年建設省告示第八百三十三号)

三 建築基準法施行規則第四条の二十の規定に基づき国土交通大臣が定める要件(平成十三年国土交通省告示第三百五十六号)

四 建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件(平成十六年国土交通省告示第百六十五号)

五 登録調査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習及び登録建築設備検査資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件(平成十六年国土交通省告示第百六十六号)

六 建築基準法施行規則第四条の二十第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号の規定により国土交通大臣の定める資格を有する者を定める件(平成十七年国土交通省告示第五百七十二号)

七 建築基準法施行規則の規定により講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を定める件(平成二十五年国土交通省告示第五百三十二号)

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。